

川崎町結婚新生活支援補助金について

婚姻に伴う新生活を支援するため、これから結婚し川崎町に住む若者世帯に対して住居費と引越費用の一部を助成します。

対象世帯

- 令和2年1月1日以降に婚姻届を提出し受理された夫婦
- 夫婦の合計所得が340万円未満
- 夫婦の年齢が婚姻日に34歳以下
- 対象となる住居が川崎町内
- 他の公的制度による家賃補助等を受けていない
- 過去にこの制度に基づく助成を受けたことがない

対象費用

- 住居費
物件購入や賃借する際に要した費用
- 引越費用
引越業者または運送業者等に支払った費用

※住居費と引越費用を合わせて上限が30万円です。

申請書類

- 川崎町結婚新生活補助金交付申請書
- 婚姻を確認できる書類（戸籍など）
- 令和2年度所得証明書（令和元年の所得）
- 物件の売買契約書または賃貸借契約書
- 引越しに係る領収書
- 貸与型奨学金の返還額がわかる書類・住宅手当支給証明書
- そのほか、必要と認める書類

申込締切・申請及び問い合わせ先

- 申込締切
令和3年3月31日
- 申請及び問い合わせ先
企画情報課 企画調整係 72-3000（内線304）